

令和8年度うるま市企業誘致推進員 募集要領

第1章 概要

(1) 業務の概要

本市ではこれまで、沖縄が東アジアの中心に位置する地理的優位性や本市の投資環境をPRすることによる企業誘致活動を国内外で行い、雇用確保及び産業集積の促進を図ってきた。

うるま市企業誘致推進事業実施要綱（うるま市告示第114号。以下「要綱」という。）に基づき、新たに市内へ進出しようとしている法人格を有する企業（以下「誘致対象企業」という。）に対して、企業誘致に係る本市の計画等を理解し、自ら誠実に企業誘致活動に取り組み、本市への進出に関心のある誘致対象企業について本市への情報提供を行う企業誘致推進員を募集する。

(2) 配布書類一覧

1	うるま市企業誘致推進事業実施要綱（うるま市告示第114号）
2	企業誘致推進員認定申請書（様式第1号）
3	職務経歴書（別紙1）
4	企画提案書（別紙2）
5	暴力団排除に関する誓約書（別紙3）
6	令和8年度うるま市企業誘致推進事業（企業誘致マッチング支援業務） 業務委託仕様書
7	業務委託契約書（案）

第2章 企業誘致推進員申請資格

企業誘致に係る本市の計画等を理解し、自ら誠実に企業誘致活動を行う者で、下記のいずれにも該当しない者とする（要綱第3条第3項）。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及びその構成員（準構成員を含む。）であるとき。
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が事業主又は役員となっているとき。
- (3) 暴力団員が実質的に運営していると認められるとき。
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用しているとき。
- (5) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。

- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。
- (8) 沖縄県議会議員若しくはうるま市議会議員又は沖縄県職員若しくはうるま市職員であるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が企業誘致推進員として不適当と認めるとき。

なお、申請者となれる者は、企業誘致推進員本人又は従業員を企業誘致推進員として指名する法人とする。

第3章 申請手続き等

- (1) 申請する際は、事前に下記の提出先に電話又はメールですでに募集が終了していないか（第10章）等を確認すること。
- (2) 申請に必要な書類
 - ① 企業誘致推進員認定申請書（様式第1号）
 - ② 職務経歴書（別紙1）
 - ③ 企画提案書（別紙2）
 - ④ 暴力団排除に関する誓約書（別紙3）
- (3) 提出先・提出方法
 - 提出先 うるま市経済産業部 産業政策課 担当：山田・與古田
電話：098-923-7611 メール：sangyou-ka@city.uruma.lg.jp
 - 提出方法 持参又は郵送
(郵送の場合は書留郵便とすること)

第4章 企業誘致推進員の審査基準及び方法

- (1) 応募資格審査
 - 第2章 申請資格を満たしていること。
- (2) 職務経歴書及び企業誘致に係る企画提案の審査
 - うるま市企業誘致推進事業に係る審査委員会において審査を行い、委員の過半数以上の同意が得られた場合、合格とする。審査に当たっては、各委員において以下の評価項目から総合的に認定可否を判定する。
 - ① 過去の類似業務実績の有無（職務経歴書（別紙1））
 - ② 業務実施方針・手法の妥当性（別紙2 テーマ1）
 - 多くのネットワーク（企業情報収集力）を持ち、市とのマッチングに確実性があるか。
 - ③ 地域精通度（別紙2 テーマ2）
 - 企業誘致のターゲットについて、本市の計画や課題を的確に理解し、整合性が

あるか。

第5章 企業誘致推進員の認定

審査の結果、企業誘致推進員として認定する場合は、企業誘致推進員認定通知書（様式第2号）により認定するものとする。

第6章 認定の期間

うるま市企業誘致推進事業実施要綱第3条第4項に規定する業務委託契約の契約締結日の翌日から令和9年3月5日（金）までとする。

第7章 業務委託契約

うるま市長は、企業誘致推進員に認定した者または認定した者が所属する法人と、業務委託仕様書に基づき予算の範囲内で協議の上、業務委託契約を締結することができる。なお、本業務における発注者と受注者における権利義務は、業務委託契約をもって発生するものとする。

第8章 業務委託料

業務委託料は、要綱に基づき本市へ情報提供を行った企業1件につき、200千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

なお、委託料（件数）の上限は予算の範囲内において発注者・受託者双方協議の上、契約において定める。

第9章 審査結果に対する意義申し立て

審査の過程及び評価点は公表せず、審査結果に対する意義申し立ては一切受け付けない。

第10章 募集の終了

企業誘致推進員の募集は、本業務の予算執行状況を踏まえて予告なく終了する場合がある。

第11章 その他

本申請のために作成した資料は、本市の許可なく公表、使用することができないものとする。